

「木造住宅の耐震化」支援制度のご案内



より多くの方々にお住まいの地震に対する強さを知ってもらい、耐震化してもらうため、診断費用を**無償化**します。

対象は「**昭和56年5月31日以前**」(旧耐震基準)に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅です。

新

耐震診断が**無料**になりました

令和5年4月から▶▶▶ 耐震診断(診断士派遣制度)

市が「木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断を行い、耐震化を支援するものです。

※評点・住宅の地震に対する強さを示すもの

評点 0.7未満	評点 0.7以上1.0未満	評点 1.0以上
耐震性なし ・倒壊する 可能性が高い	耐震性なし ・倒壊する 可能性がある	耐震性あり ・一応倒壊しない

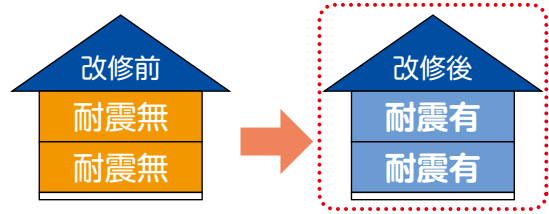
耐震性がない 場合、

要件等については、裏面参照

以下選択ください

全体 耐震改修

【限度額100万円 改修費の5分の4】



部分 耐震改修

【限度額50万円 改修費の5分の4】



身の回りの安全を確保

耐震シェルター・防災ベッドの設置

【限度額25万円 改修費の5分の4】



耐震シェルター



防災ベッド

耐震建替え【限度額100万円 改修費の5分の4】 ※県産出材使用時は110万円

●申請手続きについては、原則以下のとおりとしますが、受付先着順で予算の範囲内となります。

補助の種類	申込み期限	事業完了期限
耐震診断	申請年度の12月末	申請年度の1月末
耐震改修・耐震建替え	申請年度の10月末	



▲ホームページへ

詳細の内容については… 宇都宮市 都市整備部 建築指導課(市役所11階)
宇都宮市旭1丁目1番5号 ☎028-632-2573



支援制度の概要

各支援制度の要件等は以下のとおりです。

		要件等
共通	共通	<p>ア.補助申請前に、契約や事業(解体・新築・耐震補強工事等)に着手していないこと。</p> <p>住宅所有者及び申請者</p> <p>イ.個人であること。</p> <p>ウ.市税、栃木県税及び国税を滞納していないこと。</p> <p>エ.申請者が所有者、又は所有者の二親等以内の親族であること。</p> <p>補助対象住宅</p> <p>オ.昭和56年(1981年)5月以前の基準により建築されたもの。</p> <p>カ.在来軸組工法・枠組壁工法・伝統的構法で建築されたもの。</p> <p>キ.2階建て以下の一戸建て住宅(延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供しているものを含む。)</p> <p>ク.賃貸を目的としないもの。</p> <p>ケ.所有者又は所有者の二親等以内の親族が居住していること。</p>
	耐震診断 市で実施	<p>コ.過去に宇都宮市耐震診断補助金を受けていないこと。</p> <p>サ.診断後、耐震化に至るまで進捗報告にご協力いただくこと。</p> <p>注)申請者多数の場合は時間を要する場合がある。</p>
耐震診断 を行った後、以下 から 選択		
補強計画		<p>シ.補強設計は国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等のもの(一般財団法人日本建築防災協会などが実施した木造住宅の耐震診断及び補強方法等講習会)を受講終了した建築士が行うこと。</p> <p>ス.補強計画後は、「耐震性あり(評点※1.0以上)」に向上させる設計であること。</p> <p>※評点・・住宅の地震に対する強さを示すもの</p>
耐震改修	共通	<p>セ.原則として建替前の住宅と同一敷地内に建築されていること。(換地による敷地の移動は可)</p> <p>ソ.耐震改修工事監理者について、シ.と同じ。</p>
	全体	<p>タ.耐震診断の結果、「倒壊の可能性あり(評点1.0未満)」とされたものであること。</p> <p>チ.耐震改修後は、「耐震性あり(評点1.0以上)」に向上させる工事であること。</p>
	部分	<p>ツ.耐震診断の結果、「倒壊の可能性が高い(評点0.7未満)」とされたものであること。</p> <p>テ.耐震改修後は、「評点0.7以上1.0未満」又は2階建て住宅の1階を「1.0以上」に向上させる工事であること。</p>
耐震シェルター ・防災ベッド		ト.補助対象住宅の1階に耐震シェルター等を設置できる住宅であること。
(建替え後の住宅の要件) 耐震建替え		<p>ナ.一戸建て住宅で適正に建築されたものであること。(建築基準法の検査済証が交付されること)</p> <p>ニ.既存住宅の所有者又は当該所有者の二親等以内の親族が所有者となること。</p> <p>ヌ.建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律で定める建築物エネルギー消費性能基準に相当すること。</p> <p>ネ.耐震診断の結果が判明する前に確認申請をしていないこと。</p> <p>ノ.補助対象住宅が区画整理事業等区域内にある建替えの場合は、曳家補償であること。</p> <p>ハ.県産出材の上乗せ補助については、完了時に出荷証明書と施工業者による使用証明が提出できること。</p>

その他の補助要件もありますので、詳細につきましては事前にお問合せください。

